



2025年8月29日

各位

会社名 株式会社アイガー
(コード番号 9226 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 木田裕士
問合せ先 取締役経営管理局长 武内美由紀
電話番号 03-3212-5500 (代表)
(URL <https://field.ne.jp>)

2025年11月期中間発行者情報の提出遅延に関するお知らせ

株式会社アイガー（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 木田 裕士、以下「当社」）は、2025年11月期中間発行者情報について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第1項に定める期間（2025年8月31日）までに提出できないこととなりましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 提出遅延の理由

当社は、2025年11月期中間決算関連手続の過程において、一部の原価計算に関する資料の確認等に時間を要し、現在監査法人による監査が継続されており、精査と修正に対応しているところであります。

現時点で、2025年11月期の中間決算関連手続が終了する目途が2025年9月中旬となっており、そのため、当初提出予定であった2025年8月29日だけでなく提出期限である同8月31日までに2025年11月期中間発行者情報の提出ができない見込みとなりましたので、提出が遅延することとなります。なお、本監査手続きの結果、同年7月29日に開示いたしました2025年11月期中間決算短信〔日本基準〕（連結）において修正を要する場合は、速やかに開示いたします。

2. 発行者情報の提出日程について

発行者情報提出日につきましては、2025年9月中旬を予定しております。精査と修正が完了しましたら、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

3. 2025年11月期中間発行者情報の提出遅滞によるJ-Adviser契約について

当社では2021年12月に、フィリップ証券株式会社との間で担当J-Adviser契約書を締結しております。当該契約書はTOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式は上場廃止になります。当該契約における契約解除に係る事前催告に関する事項の中で、「発行者情報等の提出遅延」があります。こちらは、当社が提出の義務のある中間発行者情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合において、フィリップ証券株式会社がその遅延理由が適切でないと判断したときは、無催告解除することができるという内容となっております。フィリップ証券株式会社からは、今回の2025年11月期中間発行者情報の提出遅延に関して、決算関連業務の進捗状況やその背景事情について関係者からの直接的な確認を通じて内容を精査した結果を鑑みて、フィリップ証券株式会社としては提出遅延については深く憂慮しているものの、必ずしも「提出遅延の理由が適切でないと判断したとき」に該当すると言えないことから「提出遅延の理由が適切でないと判断したとき」に該当しないと判断し、2025年8月29日現在時点において無催告解除は行わない旨の報告を受けております。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上